

島根県消費生活条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県消費生活条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成17年9月30日〕 〔島根県規則第112号〕</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第19条 〔略〕</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（貸付けの申請）</p> <p>第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟を提起する前に消費者訴訟資金貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（請求書等の提出）</p> <p>第8条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者は、消費者訴訟資金貸付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（資金の変更）</p> <p>第9条 資金の貸付けを受けた者（訴訟に承継があった場合にあつては、当該訴訟を承継した者。以下「借受者」という。）は、上訴その他やむを得ない理由により、既に交付を受けた資金の変更の必要を生じたときは、消費者訴訟資金貸付変更申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第10条・第11条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（貸付金の返還の免除）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2 条例第30条第2項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする借受者は、消費者訴訟資金返還免除</p>

(会議)
第20条 [略]

2～4 [略]

5 前各項の規定は、苦情処理部会の会議に準用する。

第21条～第31条 [略]

(意見陳述録取書)

第32条 前条の規定により意見陳述を録取する者（この条において「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「意見陳述録取書」という。）を作成し、当事者又はその代理人に当該意見陳述録取書の確認を 求めなければならない。

(1)～(7) [略]

第33条・第34条 [略]

附 則 [略]

様式第1号～様式第8号 [略]

申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、前項第2号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

3 [略]

(貸付金の返還の猶予)

第13条 [略]

2 条例第30条第2項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする借受者は、消費者訴訟資金返還猶予申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 [略]

第14条～第19条 [略]

(会議)

第20条 [略]

2～4 [略]

5 前各号の規定は、苦情処理部会の会議に準用する。

第21条～第31条 [略]

(意見陳述録取書)

第32条 前条の規定により意見陳述を録取する者（この条において「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「意見陳述録取書」という。）を作成し、これを当事者又はその代理人に確認し、意見陳述録取書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、当事者又はその代理人が署名押印を拒否したときは、意見録取者は、その旨を意見陳述録取書に記載しなければならない。

(1)～(7) [略]

第33条・第34条 [略]

附 則 [略]

様式第1号～様式第8号 [略]